

24食産第1657号  
平成24年7月4日

各都道府県担当部長 殿

農林水産省食料産業局総務課長  
農林水産省食料産業局輸出促進グループ長

マレーシア向けに輸出される食品に関する輸入規制の変更について

マレーシア向けに輸出される食品につきましては、「海外向けに輸出される農林水産物及び食品等に関する証明書の発行について」（平成23年4月21日付23国際第83号）及び「マレーシア向けに輸出される食品に関する証明書の発行について」（平成23年4月29日付23国際第134号）等により、全都道府県・食品を対象として日付証明・産地証明を求めること、ただし、福島県、茨城県、栃木県、宮城県で生産・加工された食品については、マレーシア側で全ロット検査の対象となることをお知らせしたところです。

7月1日以降、マレーシア政府は、マレーシア側での全ロット検査対象を、福島県の全ての食品と茨城県、栃木県、宮城県の3県のきのこ類に縮小し、3県のきのこ類以外の食品についてはその対象から解除しましたのでお知らせいたします。なお、証明書の様式、発行条件に変更はありません。

【7月1日以降の規制措置】

対象地域	品目	規制内容	備考
福島	全ての食品	政府機関による産地証明を要求	平成23年3月11日より以前に生産・加工された食品については、日付証明を要求
茨城、栃木、 宮城	きのこ類	マレーシアにて全ロット検査	
	きのこ類以外	政府機関による産地証明を要求	
上記4県以外	全ての食品		

【これまでの規制措置】

対象地域	品目	規制内容	備考
福島、茨城、 栃木、宮城	全ての食品	政府機関による産地証明を要求 マレーシアにて全ロット検査	平成23年3月11日より以前に生産・加工された食品については、日付証明を要求
上記4県以外	全ての食品	政府機関による産地証明を要求	